

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月18日
【計算期間】	第5期（自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日）
【ファンド名】	DWS グローバル新興国株投信
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含みます。）（以下「B R I C s」ということがあります。）など新興国の企業の株式及び預託証書等（以下総称して「株式等」といいます。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり （ ）		条件付 運用型
	年4回	北米				
	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX	ロング・ ショート型? 絶対収益追 求型
	年12回 (毎月)	アジア				
不動産投信	日々	オセアニア				
その他資産 (投資信託証券(株式))	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
資産複合 ()		アフリカ				
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)				
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分の定義について＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。
- 「決算頻度」の区分のうち、「年2回」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「投資対象地域」の区分のうち、「エマージング」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

④ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

a. 高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）（以下「BRICS」）など新興国の企業の株式等に投資します。

「新興国」とは

投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

DWSについては、後記「DWSの概要」をご参照下さい。

■主にBRICSと、それにプラスして、BRICSに続く高い経済成長が期待されている他の新興国（以下「プラス」といいます。）の企業の株式等に投資します。

「プラス」とは

BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国）以外で投資対象国となる新興国「プラス」は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国のうち、DWSがBRICSに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国「プラス」の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

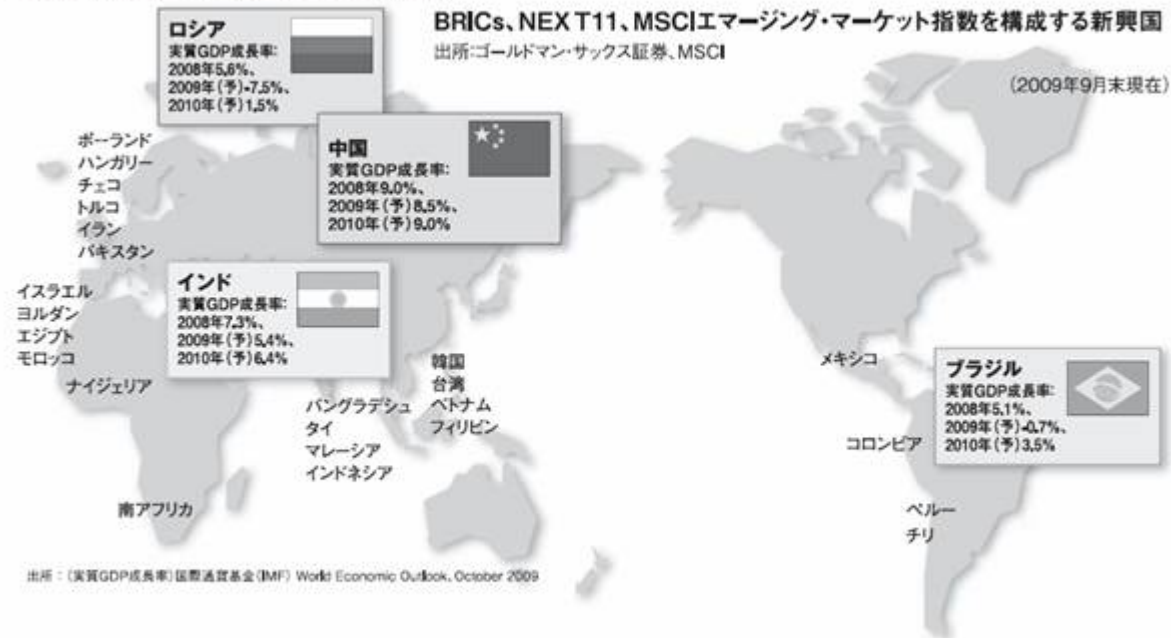
■プラスについては投資対象国を限定しません。

■BRICSを中心にプラスにも投資することで、投資対象の分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉え、中長期的に高いリターンを追求する運用を目指します。

■なお、新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

BRICsとプラス（主要新興国）

投資対象となる新興国の例

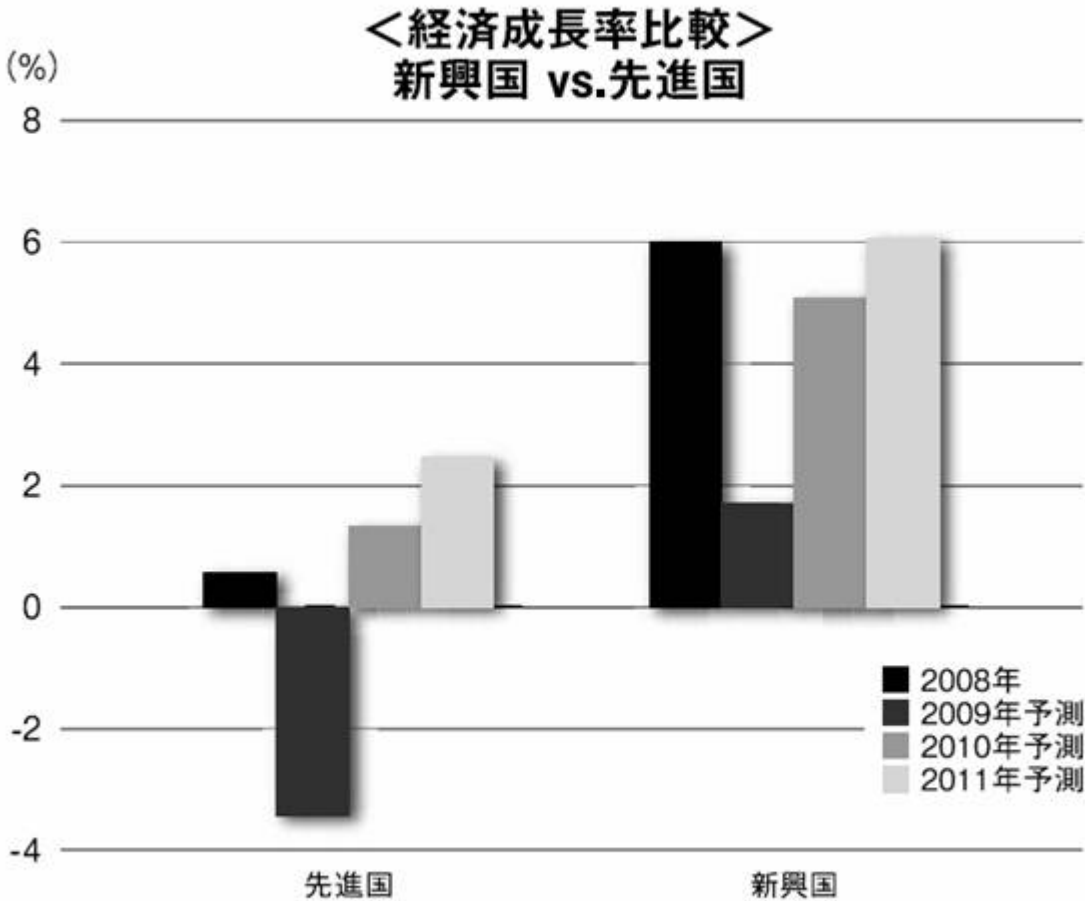


上記国名は代表的な新興国市場の国名をあくまでも参考として記載したものであり、当ファンドで実際に投資する新興国を示したものではありません。

新興国市場は、一般的に先進国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなります。

新興国の経済成長率

近年、新興国は先進国より高い経済成長率を示しています。

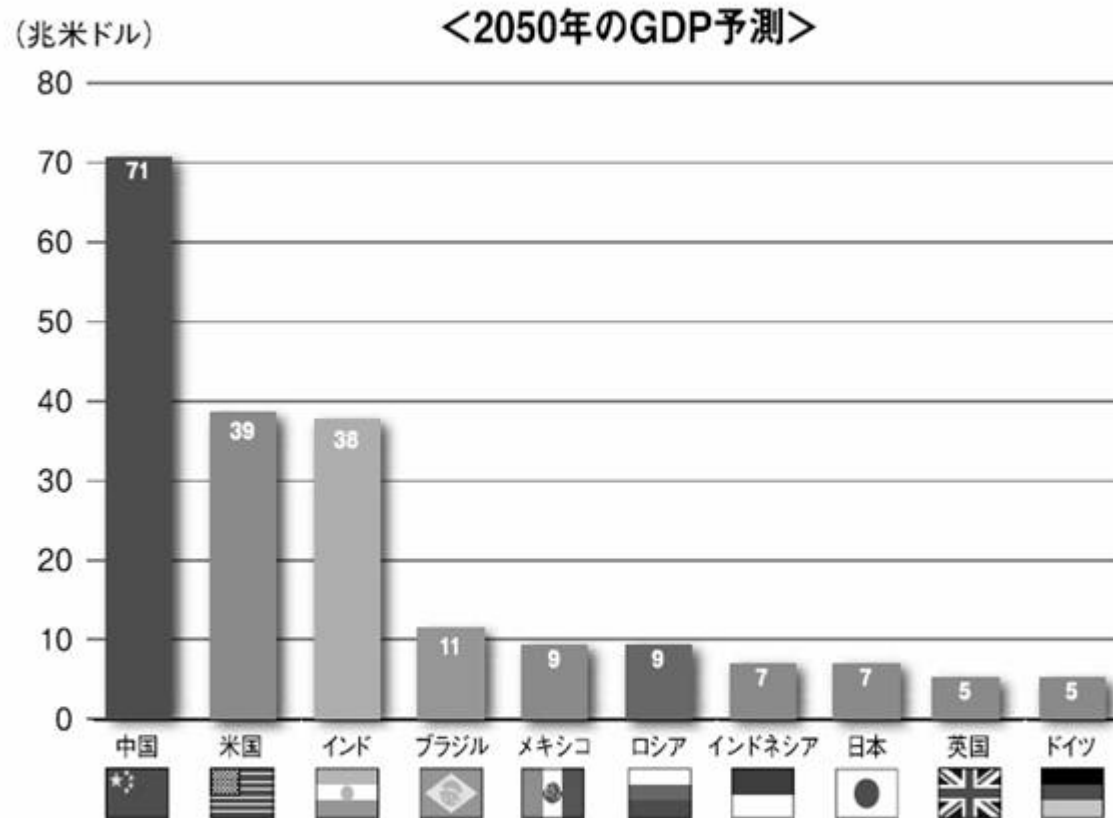


出所:国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook、October 2009
2009年以降は予測値。

※先進国、新興国の分類は国際通貨基金（IMF）によるものです。

未来の経済大国の可能性

将来、BRICsが経済大国になるという
予測も出ています。



出所:ゴールドマン・サックス証券が2007年3月に発表した経済予測レポートを基にドイチェ・アセット・マネジメント㈱作成。

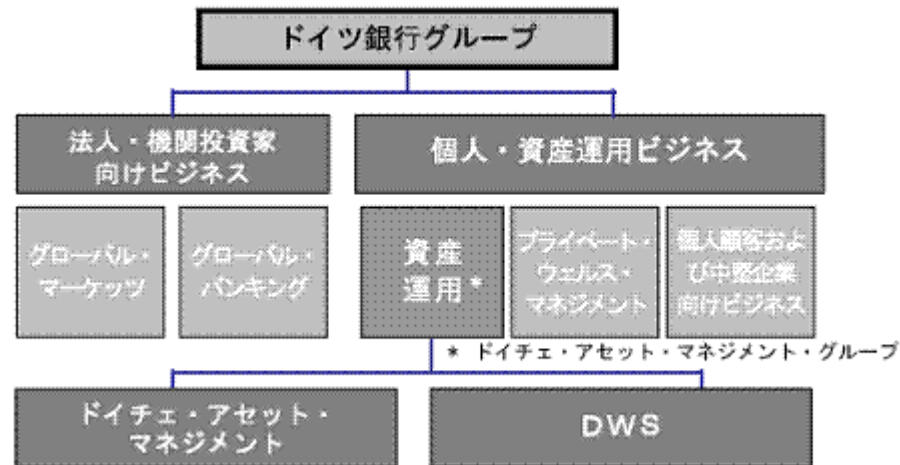
※2008年の上位10カ国は、米国、日本、中国、ドイツ、フランス、英国、イタリア、ロシア、スペイン、ブラジル（ブラジルのみ推計値）、インドは12位。出所:国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook、October 2009

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

b. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSに委託します。

DWSは、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担うドイツ最大の投資信託会社グループです。その運用資産残高は、ドイツ首位を誇ります。（下記「DWSの概要」をご参照下さい。）

当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハーにマザーファンドの運用の委託を行う国内公募投資信託です。



2009年9月末現在

DWSの概要

■ 設立	： 1956年（昭和31年）	
■ 資本金 ^{※1}	： 1.15億ユーロ	
■ 従業員 ^{※1}	： ドイツ国内 1,000人以上	グローバル ^{※2} 2,000人以上
■ 運用ファンド数 ^{※1}	： ヨーロッパ内 600本以上	グローバル ^{※3} 1,000本以上
■ 運用資産残高	： ドイツ国内 約1,273億ユーロ ^{※4}	グローバル 約2,310億ユーロ ^{※5}
■ 市場シェア ^{※4}	： 24.8%（ドイツ最大シェア）	

■ DWS（ディー・ダブリュー・エス）とは、‘有価証券の専門家’を意味するドイツ語Die Wertpapier Spezialistenを略したものです。

※1 2008年12月末現在

※2 ドイツ国内を含む。

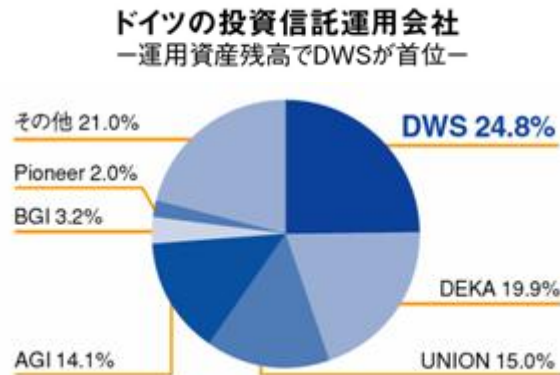
※3 ヨーロッパ内を含む。

※4 DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース（外国籍ファンドを含む）

2009年6月末現在、出所：ドイツ投資信託協会（BVI）

※5 ドイツ国内を含む2009年3月末現在

・上記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWSインベストメントGmbHに関するものです。



DWSを含めたドイツ銀行グループの資産運用残高ベース（外国籍ファンドを含む）
2009年6月末現在
出所：ドイツ投資信託協会（BVI）

c. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「実質外貨建資産」とは

ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

d. ファミリーファンド方式により運用します。

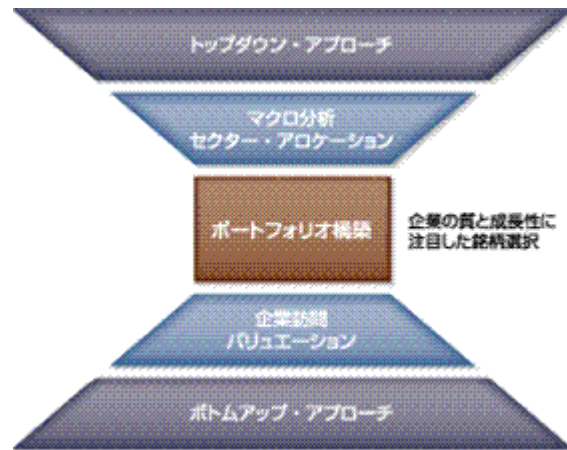
「ファミリーファンド方式」とは

運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

<具体的な運用プロセス>

株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



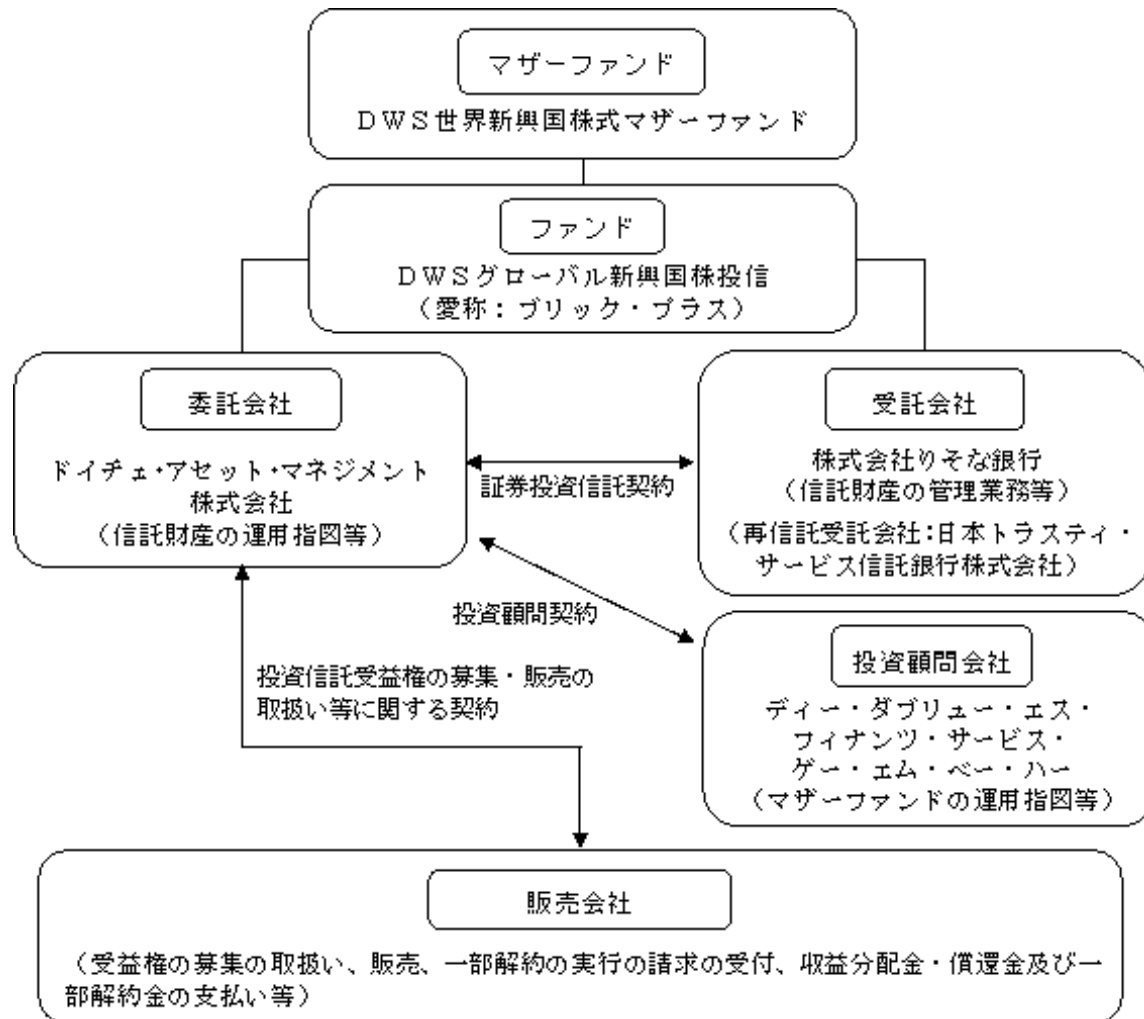
（注1）運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。

（注2）上記は、本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

※市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 株式会社りそな銀行（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する

外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハー（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③委託会社の概況

a. 資本金の額（2009年9月末日現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネ ジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用 サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2009年9月末日現在）

名 称：	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミ テッド
住 所：	シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式：	61,560株
所有比率：	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 4) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

①基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）など新興国（以下「主要投資対象国」といいます。）のいずれかの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式等のうち、主要投資対象国において主たる企業活動を展開する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。
- 2) 主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。

- 3) 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 6) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とするDWS世界新興国株式マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
19. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第16号で定めるものをいいます。）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記 1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 2. から上記 6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記 2. から上記 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記 5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記 a. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マザーファンドの投資対象>

①投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産
- イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限り。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

ｂ. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲等

ａ. 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

１. 株券または新株引受権証券

２. 国債証券

３. 地方債証券

４. 特別の法律により法人の発行する債券

５. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

７. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

８. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

９. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるものの以外のもの

16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）

19. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記 1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記 2. から上記 6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記 2. から上記 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記 5. の権利の性質を有するもの

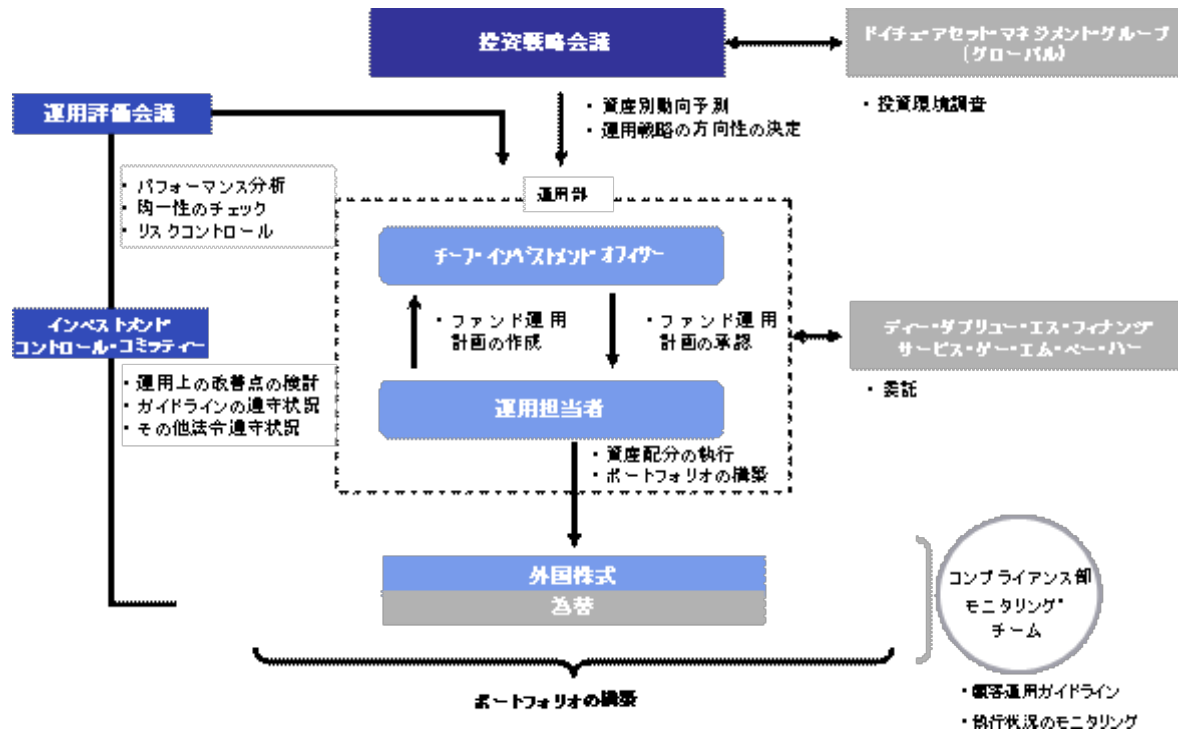
c. 上記 a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記 b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

①ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

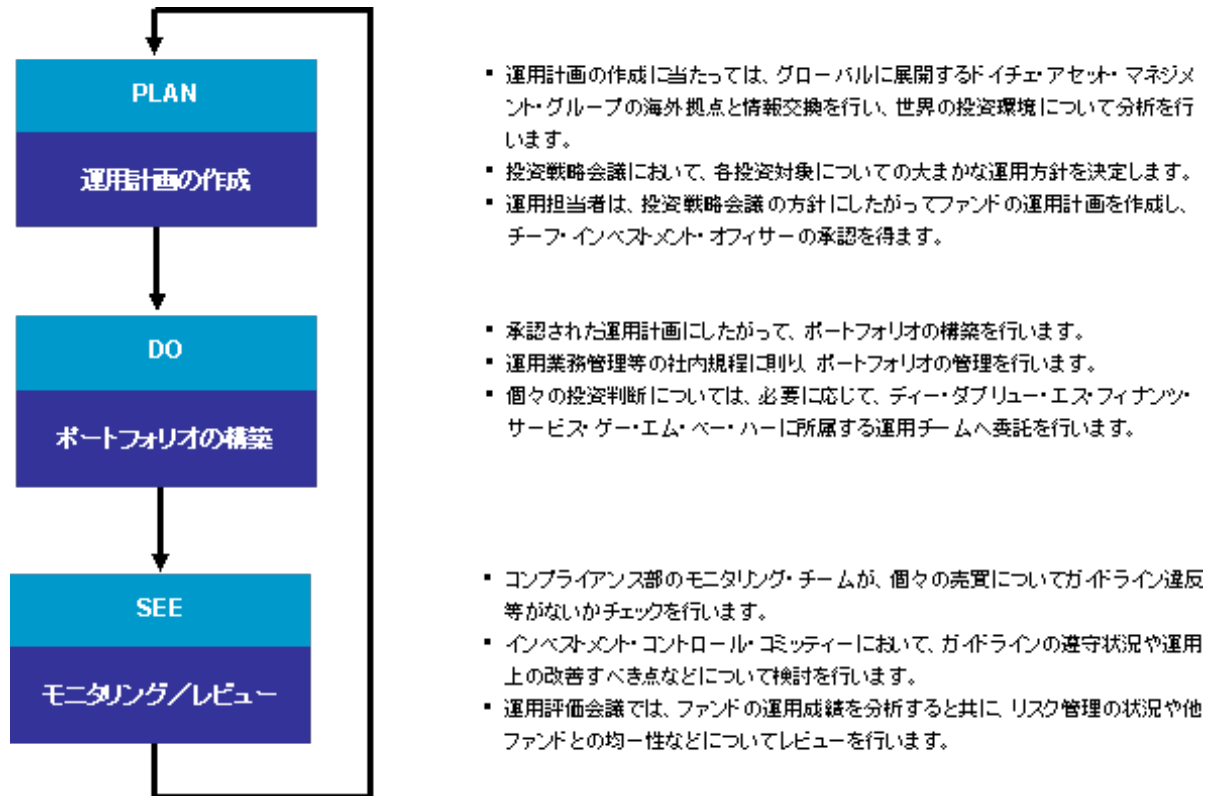
<運用体制>



投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞



<内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織>

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

<委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

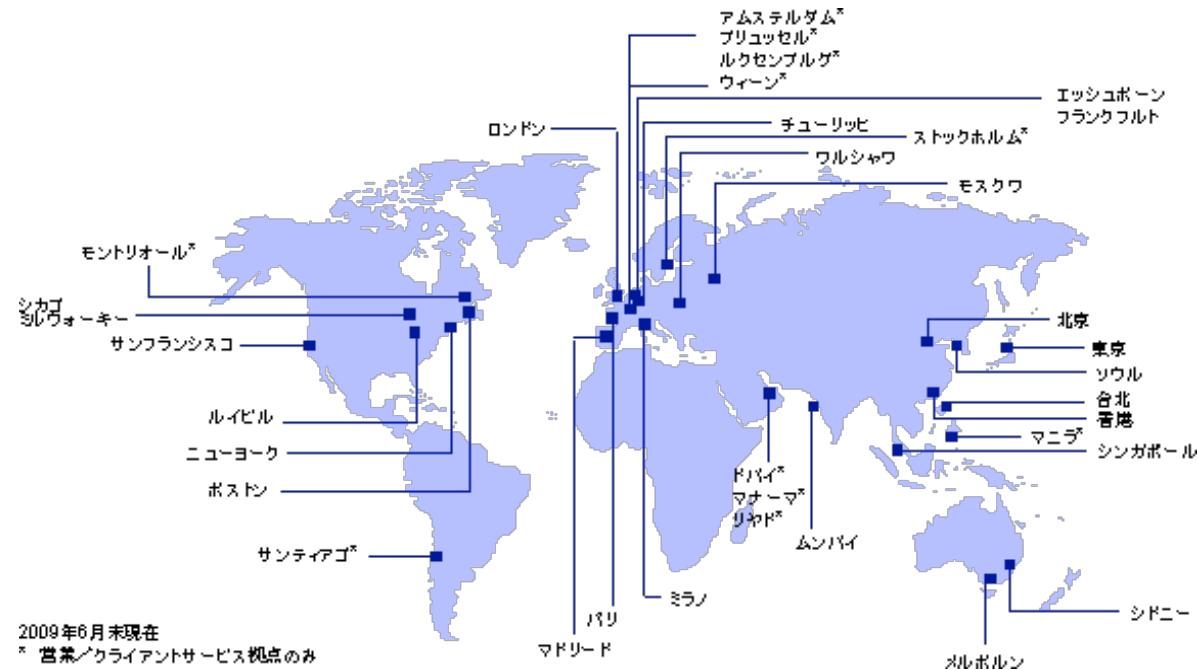
当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・

コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

②ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢844人のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用業務などを推進しています。



（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

毎決算時（原則として毎年2月18日及び8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5)【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

①株式への投資制限

株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑦信用取引の指図範囲

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d. 上記c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付の指図及び範囲

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑬資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>**①株式への投資制限**

株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

⑦信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売り出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c. 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるものとします。

⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解

約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩有価証券の貸付の指図及び範囲

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

⑫外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

<法令で定める投資制限>

①同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

①株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ファンドの資金流出に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑦その他の留意点

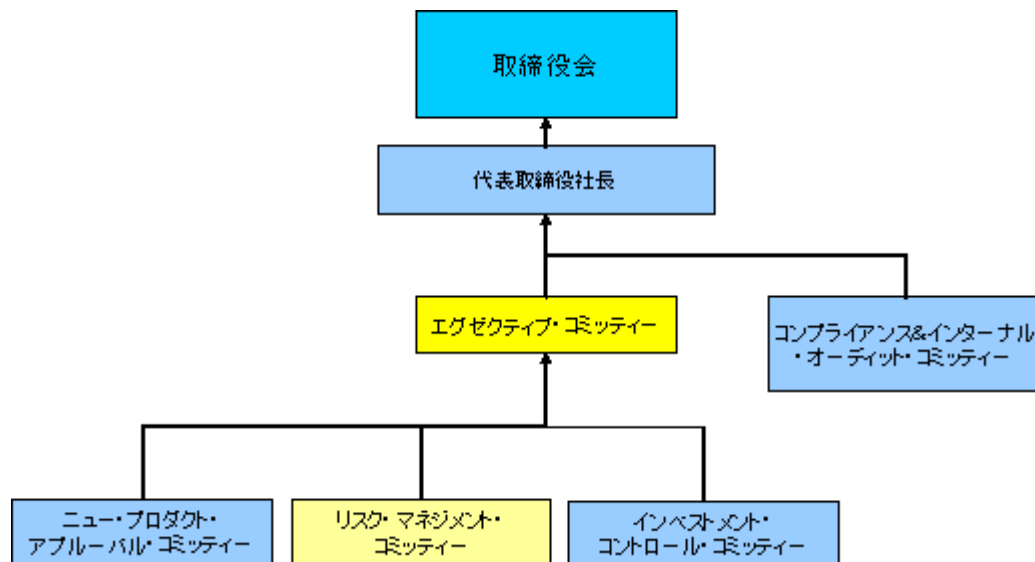
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

①リスク管理体制について



②各コミッティー等の概要

◆エグゼクティブ・コミッティー

- ・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

- ・毎月開催

- ◆リスク・マネジメント・コミッティー

- ・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。
- ・毎月開催

- ◆インベストメント・コントロール・コミッティー

- ・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。
- ・毎月開催

- ◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

- ・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。
- ・随時開催

- ◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

- ・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。
- ・3ヵ月毎に開催

- ◆コンプライアンス部

- ・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- ・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - ・運用ガイドラインのモニター
 - ・取引の妥当性のチェック
 - ・利益相反取引のチェック

- ◆監査部

- ・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に5.25%（税抜5.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
 ・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 ・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.974%（税抜1.88%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。
 （年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.945% （税抜0.9%）	0.945% （税抜0.9%）	0.084% （税抜0.08%）	1.974% （税抜1.88%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

②信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

③マザーファンドの運用の指図を行うディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ペー・ハーに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

- ②委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受領することができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受領する際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受領する代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。
- ③上記②において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- なお、有価証券届出書提出日現在、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。
- ⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

①個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

②収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年9月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）^{※1}の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）^{※1}の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）^{※2}の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

※1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

※2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

「DWS グローバル新興国株投信」

(平成21年 9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,078,248,014	100.31
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△6,322,109	△0.31
合計(純資産総額)	—	2,071,925,905	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS 世界新興国株式マザーファンド」

(平成21年 9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	543,425,040	2.14
	カナダ	1,321,429,706	5.20
	イギリス	217,668,000	0.86
	バミューダ	390,753,636	1.54
	香港	798,795,000	3.14
	ルクセンブルグ	482,668,605	1.90
	インドネシア	348,035,000	1.37
	メキシコ	900,592,825	3.54
	ブラジル	5,239,076,448	20.62
	韓国	1,376,162,187	5.42
	台湾	1,920,474,654	7.56
	インド	2,774,518,528	10.92
	南アフリカ	841,902,350	3.31
	ロシア	3,177,065,395	12.50
	中国	2,994,483,120	11.78
	ケイマン	560,217,195	2.20
	小 計	23,887,267,689	94.01
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	1,522,270,722	5.99
合計(純資産総額)	—	25,409,538,411	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS グローバル新興国株投信」

<評価額(全銘柄)>

(平成21年 9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS世界新興国株式 マザーファンド	2,689,244,325	0.7240 0.7728	1,947,079,717 2,078,248,014	100.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成21年 9月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.31
合計	—	100.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成21年 9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	700,000	1,641.83 1,843.66	1,149,282,810 1,290,568,370	5.08
ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	500,000	1,953.18 2,061.19	976,594,500 1,030,597,400	4.06
台湾	株式	T A I W A N SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導 体製造装置	998,001	937.80 973.36	935,926,787 971,420,141	3.82
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サー ビス	900,000	967.46 887.55	870,718,286 798,795,000	3.14
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	130,000	4,173.96 4,943.50	542,615,315 642,656,040	2.53
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	1,150,000	464.58 538.10	534,268,725 618,818,047	2.44
インド	株式	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	素材	400,000	1,116.79 1,414.49	446,719,920 565,797,120	2.23
ロシア	株式	OA O ROSNEFT OIL CO-GDR	エネルギー	800,000	508.78 685.59	407,027,520 548,476,800	2.16
アメリカ	株式	NII HOLDINGS INC	電気通信サー ビス	200,000	2,093.12 2,717.12	418,625,944 543,425,040	2.14
インド	株式	B H A R A T H E A V Y ELECTRICALS	資本財	120,000	4,100.75 4,276.81	492,090,000 513,217,440	2.02
カナダ	株式	IAMGOLD CORP	素材	400,000	1,024.93 1,248.06	409,972,240 499,226,960	1.96
カナダ	株式	SILVER WHEATON CORP	素材	450,000	895.04 1,105.97	402,771,042 497,688,570	1.96
ロシア	株式	OA O GAZPROM SPON ADR	エネルギー	230,000	1,709.47 2,152.41	393,180,285 495,054,438	1.95
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	7,000,000	61.69 69.14	431,844,000 483,991,200	1.90
ルクセンブルグ	株式	TENARIS SA-ADR	エネルギー	150,000	2,663.22 3,217.79	399,483,031 482,668,605	1.90
南アフリカ	株式	HARMONY GOLD MINING CO LTD	素材	500,000	894.52 956.06	447,264,121 478,030,850	1.88
中国	株式	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	素材	5,400,000	76.35 88.11	412,335,360 475,819,920	1.87
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サー ビス	120,000	4,023.33 3,959.31	482,800,711 475,118,028	1.87
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	1,150,000	378.38 396.92	435,137,248 456,462,600	1.80
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信サー ビス	100,000	3,745.51 4,438.33	374,551,920 443,833,200	1.75
ブラジル	株式	TIM PARTICIPACOES SA-ADR	電気通信サー ビス	200,000	1,946.73 2,199.31	389,346,360 439,863,960	1.73

台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	303,606	1,341.98 1,445.21	407,436,215 438,777,463	1.73
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	600,000	703.41 726.33	422,046,411 435,801,600	1.72
ロシア	株式	SBERBANK RF-\$ US	銀行	2,350,000	125.84 182.22	295,730,932 428,226,870	1.69
メキシコ	株式	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	素材	2,533,333	125.79 167.95	318,683,664 425,474,797	1.67
韓国	株式	SK TELECOM	電気通信サービス	30,000	13,308.30 13,731.75	399,249,266 411,952,500	1.62
インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	1,000,000	387.66 399.50	387,669,082 399,500,000	1.57
インド	株式	ICICI BANK LTD-SPON ADR	銀行	120,000	2,705.27 3,278.23	324,633,031 393,387,768	1.55
バミューダ	株式	BUNGE LIMITED	食品・飲料・タバコ	70,000	5,761.21 5,582.19	403,285,305 390,753,636	1.54
韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・タバコ	70,000	5,126.08 5,423.85	358,825,704 379,669,500	1.49

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別及び業種別投資比率＞

（平成21年 9月30日現在）

（平成21年7月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	16.90
		素材	23.38
		資本財	7.86
		耐久消費財・アパレル	0.86
		小売	0.69
		食品・飲料・タバコ	3.03
		家庭用品・パーソナル用品	1.25
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.03
		銀行	8.45
		各種金融	1.06
		保険	3.51
		不動産	1.30
		ソフトウェア・サービス	1.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.01
		電気通信サービス	12.25
		公益事業	3.49
		半導体・半導体製造装置	5.55
		小計	94.01
合計			94.01

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】**① 【純資産の推移】**

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期 (平成19年 8月20日)	2,157	2,199	1.0110	1.0309
第2期 (平成20年 2月18日)	2,369	2,650	1.0068	1.1261
第3期 (平成20年 8月18日)	2,761	2,761	0.8956	0.8956
第4期 (平成21年 2月18日)	1,137	1,137	0.3855	0.3855
第5期 (平成21年 8月18日)	1,947	1,947	0.6221	0.6221
平成20年 9月末日	1,931	—	0.6524	—
平成20年10月末日	1,309	—	0.4447	—
平成20年11月末日	1,149	—	0.3909	—
平成20年12月末日	1,152	—	0.3906	—
平成21年 1月末日	1,101	—	0.3734	—
平成21年 2月末日	1,170	—	0.3966	—
平成21年 3月末日	1,309	—	0.4431	—
平成21年 4月末日	1,497	—	0.5039	—
平成21年 5月末日	1,811	—	0.6048	—
平成21年 6月末日	1,846	—	0.5987	—
平成21年 7月末日	1,980	—	0.6381	—
平成21年 8月末日	1,967	—	0.6302	—
平成21年 9月末日	2,071	—	0.6633	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

② 【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第1期	平成19年 8月20日	0.0200
第2期	平成20年 2月18日	0.1200
第3期	平成20年 8月18日	0.0000
第4期	平成21年 2月18日	0.0000
第5期	平成21年 8月18日	0.0000

③ 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期 (平成19年 2月28日～平成19年 8月20日)	3.1
第2期 (平成19年 8月21日～平成20年 2月18日)	11.4

第3期 (平成20年 2月19日～平成20年 8月18日)	△11.0
第4期 (平成20年 8月19日～平成21年 2月18日)	△57.0
第5期 (平成21年 2月19日～平成21年 8月18日)	61.4

(注2) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成19年2月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約[※]（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

④申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に5.25%（税抜5.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

⑦取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情

（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2 【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。
- ②当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
[※]「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- ④解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。
- ⑥解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。
- ⑦委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ブリプラ）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成19年2月28日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

- ①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日まで及び8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。
- ②上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①信託の終了

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、及び、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとき

は、上記 a. の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③関係法人との契約の更改等

a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

④運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑤信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいいます。

⑥委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記② d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑧受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑨公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑩信託約款に関する疑義の取扱い
- 信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。
- ⑪再信託
- 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「①信託の終了」または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要（5）その他」の「① 信託の終了 b.」または「②信託約款の変更 b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第4期計算期間（平成20年8月19日から平成21年2月18日まで）及び第5期計算期間（平成21年2月19日から平成21年8月18日まで）の財務諸表について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成20年8月19日から平成21年2月18日まで）及び第5期計算期間（平成21年2月19日から平成21年8月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

DWSグローバル新興国株投信

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	516,914
親投資信託受益証券	1,153,591,162	1,965,879,555
未収利息	—	1
流動資産合計	1,153,591,162	1,966,396,470
資産合計	1,153,591,162	1,966,396,470
負債の部		
流動負債		
未払解約金	344,558	1,706,066
未払受託者報酬	637,971	677,743
未払委託者報酬	14,354,283	15,249,312
その他未払費用	643,743	806,780
流動負債合計	15,980,555	18,439,901
負債合計	15,980,555	18,439,901
純資産の部		
元本等		
元本	2,951,015,604	3,131,438,787
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,813,404,997	△1,183,482,218
（分配準備積立金）	23,627,119	46,321,694
元本等合計	1,137,610,607	1,947,956,569
純資産合計	1,137,610,607	1,947,956,569
負債純資産合計	1,153,591,162	1,966,396,470

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期計算期間 (自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	第5期計算期間 (自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
営業収益		
受取利息	—	15
有価証券売買等損益	△1,502,928,853	719,593,677
営業収益合計	△1,502,928,853	719,593,692
営業費用		
受託者報酬	637,971	677,743
委託者報酬	14,354,283	15,249,312
その他費用	643,743	806,780
営業費用合計	15,635,997	16,733,835
営業利益又は営業損失（△）	△1,518,564,850	702,859,857
経常利益又は経常損失（△）	△1,518,564,850	702,859,857
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,518,564,850	702,859,857
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△39,601,814	9,065,845
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△321,845,092	△1,813,404,997
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,804,994	30,309,539
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,804,994	30,309,539
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,401,863	94,180,772
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,401,863	94,180,772
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,813,404,997	△1,183,482,218

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期計算期間 (自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	第5期計算期間 (自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	2,951,015,604口	3,131,438,787口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,813,404,997円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,183,482,218円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3855円 (3,855円)	0.6221円 (6,221円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期計算期間 (自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	第5期計算期間 (自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.3%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(21,528,655円)、収益調整金(1,818,610円)、分配準備積立金(2,098,464円)、分配対象収益は、25,445,729円(1万口当たり86円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(23,068,604円)、収益調整金(4,065,059円)、分配準備積立金(23,253,090円)、分配対象収益は、50,386,753円(1万口当たり160円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第4期計算期間(平成21年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,153,591,162	△1,460,193,902
合計	1,153,591,162	△1,460,193,902

第5期計算期間(平成21年8月18日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,965,879,555	717,654,671
合計	1,965,879,555	717,654,671

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第4期計算期間 (平成21年2月18日現在)	第5期計算期間 (平成21年8月18日現在)
元本の推移		
期首元本額	3,083,403,870円	2,951,015,604円
期中追加設定元本額	70,892,815円	230,357,147円
期中一部解約元本額	203,281,081円	49,933,964円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	DW S 世界新興国株式マザー ファンド	2,717,179,759	1,965,879,555	—
合計	—	2,717,179,759	1,965,879,555	—

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは「DWS世界新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS世界新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	595,485,432	1,960,925,816
コール・ローン	288,697,303	117,616,305
株式	13,784,926,514	22,019,764,179
派生商品評価勘定	—	1,875,057
未収入金	7,243,243	—
未収配当金	41,828,486	106,108,374
未収利息	474	302
流動資産合計	14,718,181,452	24,206,290,033
資産合計	14,718,181,452	24,206,290,033
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,504	—
未払金	—	172,591,466
流動負債合計	12,504	172,591,466
負債合計	12,504	172,591,466
純資産の部		
元本等		
元本	33,130,311,703	33,219,943,074
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	△18,412,142,755	△9,186,244,507
元本等合計	14,718,168,948	24,033,698,567
純資産合計	14,718,168,948	24,033,698,567
負債純資産合計	14,718,181,452	24,206,290,033

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	(自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、カバードワラント、オプション証券等につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
1. 受益権の総数	33,130,311,703口	33,219,943,074口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,412,142,755円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,186,244,507円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4443円 (4,443円)	0.7235円 (7,235円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	13,784,926,514	△4,935,402,189
合計	13,784,926,514	△4,935,402,189

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月19日から平成21年2月18日まで）を指しております。

(平成21年8月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	22,019,764,179	2,465,579,353
合計	22,019,764,179	2,465,579,353

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月19日から平成21年8月18日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年8月19日 至 平成21年2月18日)	(自 平成21年2月19日 至 平成21年8月18日)
1.取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(平成21年2月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	5,062,746	—	5,075,250	△12,504
	合計	5,062,746	—	5,075,250	△12,504

区分	種類	(平成21年8月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	200,048,643	—	198,173,586	1,875,057
	合計	200,048,643	—	198,173,586	1,875,057

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成21年2月18日現在)	(平成21年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	34,670,437,615円	33,130,311,703円
期中追加設定元本額	227,688,244円	929,178,556円
期中一部解約元本額	1,767,814,156円	839,547,185円
期末元本額	33,130,311,703円	33,219,943,074円
2. 元本の内訳		
DWS世界新興国株式ファンド	30,370,024,596円	30,332,689,312円
DWSグローバル新興国株投信	2,596,423,954円	2,717,179,759円
DWS世界新興国株式ファンドVA（適格機関投資家専用）	163,863,153円	170,074,003円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	GAZPROM RTS CLASSIC	1,300,000	5.15	6,695,000.00	
	LUKOIL-SPON ADR	200,000	45.00	9,000,000.00	
	OA O GAZPROM SPON ADR	230,000	18.95	4,358,500.00	
	OA O ROSNEFT OIL CO-GDR	800,000	5.64	4,512,000.00	
	TENARIS SA-ADR	150,000	28.64	4,296,000.00	
	POSCO-ADR	40,000	90.75	3,630,000.00	
	SILVER WHEATON CORP	350,000	9.37	3,279,500.00	
	STERLITE INDUSTRIES				
	INDI-ADR	400,000	12.38	4,952,000.00	
	YINGLI GREEN ENERGY				
	HOLD-ADR	250,000	11.64	2,910,000.00	
	BUNGE LIMITED	40,000	62.92	2,516,800.00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	120,000	28.67	3,440,400.00	
	SBERBANK RF-\$ US	2,350,000	1.39	3,278,250.00	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	100,000	44.76	4,476,000.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	100,000	41.52	4,152,000.00	
	NII HOLDINGS INC	160,000	22.48	3,596,800.00	
	TIM PARTICIPACOES SA-ADR	200,000	21.58	4,316,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	703,499	10.35	7,281,214.65	
	計			76,690,464.65	
カナダドル	IAMGOLD CORP	400,000	12.31	4,924,000.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	160,000	20.28	3,244,800.00	
メキシコペソ				8,168,800.00	
	計			(699,902,784)	
ブラジルレアル	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	2,533,333	18.86	47,778,660.38	
	計			47,778,660.38	
香港ドル	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	650,000	38.70	25,155,000.00	
	CIA SIDERURGICA NACIONAL SA	100,000	48.19	4,819,000.00	
	USINAS SIDER MINAS GER-PF A	50,000	46.88	2,344,000.00	
	VALE SA-PREF A	600,000	32.33	19,398,000.00	
	EMPRESA BRAS DE AERONAUTICA	600,000	10.15	6,090,000.00	
	NATURA COSMETICOS SA	200,000	29.75	5,950,000.00	
	BANCO BRADESCO SA PREF	100,000	28.91	2,891,000.00	
	BANCO DO BRASIL SA	200,000	24.38	4,876,000.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	50,000	32.60	1,630,000.00	
	BM&FBOVESPA SA	400,000	11.75	4,700,000.00	
	CIA BRASILEIRA DE MEIOS DE	77,200	16.60	1,281,520.00	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	200,000	33.53	6,706,000.00	
	計			85,840,520.00	
				(4,323,786,992)	
	CHINA COAL ENERGY CO - H	3,000,000	9.95	29,850,000.00	

計 インドネシアル ピア	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	1,500,000	6.46	9,690,000.00
	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	5,400,000	6.56	35,424,000.00
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	3,700,000	7.08	26,196,000.00
	C H I N A R A I L W A Y S			
	CONSTRUCTIO-H	1,000,000	11.50	11,500,000.00
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	1,300,000	12.28	15,964,000.00
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	3,000,000	5.95	17,850,000.00
	IND & COMM BK OF CHINA - H	7,000,000	5.30	37,100,000.00
	STANDARD CHARTERED PLC	200,000	175.10	35,020,000.00
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	2,000,000	32.15	64,300,000.00
	PING AN INSURANCE GROUP			
	CO-H	400,000	61.20	24,480,000.00
	CHINA MOBILE LTD	700,000	84.15	58,905,000.00
	H U T C H I S O N			
	TELECOMMUNICATIONS	3,500,000	1.73	6,055,000.00
	H U T C H I S O N			
	TELECOMMUNICATIONS	3,500,000	1.10	3,850,000.00
	計			376,184,000.00 (4,596,968,480)
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	3,000,000	13,450.00	40,350,000,000.00
計	ANEKA TAMBANG TBK PT	20,000,000	2,650.00	53,000,000,000.00
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	10,000,000	3,450.00	34,500,000,000.00
	計			127,850,000,000.00 (1,227,360,000)
韓国ウォン	DOOSAN HEAVY INDUSTRIES	70,500	68,200.00	4,808,100,000.00
	TAEWOONG CO LTD	5,000	88,000.00	440,000,000.00
	SK TELECOM	17,000	173,000.00	2,941,000,000.00
計	計			8,189,100,000.00 (617,458,140)
	新台湾ドル			
	AU OPTRONICS CORP	1,035,150	34.80	36,023,220.00
計	DELTA ELECTRONICS INC	300,000	88.20	26,460,000.00
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	575,000	104.50	60,087,500.00
	MEDIATEK INC	303,606	481.00	146,034,486.00
	計			268,605,206.00 (770,896,941)
インドルピー	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	120,000	2,181.25	261,750,000.00
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	170,000	1,412.90	240,193,000.00
	INDIABULLS REAL ESTATE LTD	1,000,000	218.50	218,500,000.00
	NTPC LIMITED	600,000	203.55	122,130,000.00
計	計			842,573,000.00 (1,659,868,810)
	南アフリカラン ド			
	GOLD FIELDS LTD	200,000	95.75	19,150,000.00
計	HARMONY GOLD MINING CO LTD	330,000	73.50	24,255,000.00
	計			43,405,000.00 (507,838,500)
合計				22,019,764,179 (22,019,764,179)

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数			組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	17	銘柄	30.2%	33.0%
カナダドル	株式	2	銘柄	2.9%	3.2%
メキシコペソ	株式	1	銘柄	1.5%	1.6%
ブラジルレアル	株式	12	銘柄	18.0%	19.6%
香港ドル	株式	14	銘柄	19.1%	20.9%
インドネシアルピア	株式	3	銘柄	5.1%	5.6%
韓国ウォン	株式	3	銘柄	2.6%	2.8%
新台湾ドル	株式	4	銘柄	3.2%	3.5%
インドルピー	株式	4	銘柄	6.9%	7.5%
南アフリカランド	株式	2	銘柄	2.1%	2.3%

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しております。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DWS グローバル新興国株投信」

(平成21年 9月30日現在)

I 資産総額	2,078,248,014円
II 負債総額	6,322,109円
III 純資産総額(I － II)	2,071,925,905円
IV 発行済数量	3,123,841,847口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	0.6633円

(参考情報)

「DWS 世界新興国株式マザーファンド」

(平成21年 9月30日現在)

I 資産総額	25,488,725,147円
II 負債総額	79,186,736円
III 純資産総額(I － II)	25,409,538,411円
IV 発行済数量	32,878,103,902口
V 1 単位当たり純資産額(III／IV)	0.7728円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期 (平成19年 2月28日～平成19年 8月20日)	2,168,247,843	34,589,576
第2期 (平成19年 8月21日～平成20年 2月18日)	847,632,452	627,957,782
第3期 (平成20年 2月19日～平成20年 8月18日)	903,350,047	173,279,114
第4期 (平成20年 8月19日～平成21年 2月18日)	70,892,815	203,281,081
第5期 (平成21年 2月19日～平成21年 8月18日)	230,357,147	49,933,964

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

① 資本金の額

3,078百万円(平成21年9月末日現在)

② 発行する株式の総数

200,000株(平成21年9月末日現在)

③ 発行済株式総数

61,560株(平成21年9月末日現在)

④ 最近5年間における資本金の額の増減

平成17年10月31日 資本金を金1,248百万円から金1,998百万円へ増額

平成18年12月20日 資本金を金1,998百万円から金2,328百万円へ増額

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

① 四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

② 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

③ 承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

④ コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

⑤ インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

⑥ 運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析すると共に、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

⑦ コンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社の運用するファンドは69本、純資産総額は532,592百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	44,304百万円
	追加型	株式投資信託	46本	392,797百万円
私募	追加型	株式投資信託	22本	95,490百万円
合計			69本	532,592百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位：千円)	
		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
預金	* 2	2,154,472	* 2 1,768,033
前払費用		42,854	20,809
未収委託者報酬		3,406,055	1,129,811
未収運用受託報酬		201,729	87,545
未収投資助言報酬		197,166	266,854
未収収益		178,631	85,323
繰延税金資産		224,664	-
立替金	* 2	148,320	* 2 50,428
未収消費税等		-	51,466
為替予約		-	41,957
その他流動資産		2,624	12,964
流動資産合計		6,556,518	3,515,195
固定資産			
無形固定資産			
ソフトウェア	* 1	1,795	* 1 48,623
無形固定資産合計		1,795	48,623
投資その他の資産			
長期差入保証金		25,000	25,200
敷金		24,696	23,100
投資その他の資産合計		49,696	48,300
固定資産合計		51,492	96,924
資産合計		6,608,010	3,612,119

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	85,020	59,914
未払収益分配金	2,503	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	1,739,478	575,892
その他未払金	5,146	5,928
未払費用	* 2 1,585,202	* 2 1,200,116
未払法人税等	17,782	6,340
賞与引当金	69,967	79,648
未払消費税等	132,481	-
その他流動負債	3,956	-
流動負債合計	3,643,048	1,929,352
固定負債		
退職給付引当金	792,135	880,823
長期未払費用	310,355	189,912
固定負債合計	1,102,491	1,070,736
負債合計	4,745,539	3,000,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金	1,080,000	1,080,000
資本剰余金合計	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△ 1,545,529	△ 2,795,968
利益剰余金合計	△ 1,545,529	△ 2,795,968
株主資本合計	1,862,470	612,031
純資産合計	1,862,470	612,031
負債・純資産合計	6,608,010	3,612,119

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	13,122,698	8,885,526
運用受託報酬	882,950	414,943
投資助言報酬	240,231	295,004
その他営業収益	515,253	277,728
営業収益合計	14,761,134	9,873,202
営業費用		
支払手数料	6,260,708	4,248,615
広告宣伝費	719,517	224,220
公告費	245	1,160
調査費	145,596	143,673
委託調査費	1,164,143	944,269
情報機器関連費	* 1 278,223	* 1 221,823
委託計算費	47,466	40,729
通信費	9,025	13,448
印刷費	235,927	182,917
協会費	5,974	8,853
諸会費	1,085	953
諸経費	9,121	111,304
営業費用合計	8,877,035	6,141,969
一般管理費		
役員報酬	55,289	57,669
給料・手当	1,131,861	1,274,106
賞与	861,214	437,874
交際費	167,754	78,253
寄附金	10,261	10,500
旅費交通費	101,673	92,517
租税公課	22,206	22,696
不動産賃借料	321,205	341,325
退職給付費用	370,773	117,819
固定資産減価償却費	4,876	4,136
福利厚生費	* 1 300,086	* 1 361,650
業務委託費	* 1 1,501,143	* 1 1,105,512
退職金	7,703	18,703
諸経費	155,010	106,289
一般管理費合計	5,011,062	4,029,053
営業利益又は営業損失（△）	873,035	△ 297,820
営業外収益		
その他	1,201	1,380
営業外収益合計	1,201	1,380
営業外費用		
為替差損	61,837	19,360
その他	9,340	1,269
営業外費用合計	71,177	20,629
経常利益又は経常損失（△）	803,060	△ 317,069
特別損失		
投資有価証券売却損	-	371,564
割増退職金	-	163,860
確定拠出年金制度移行に伴う損失	-	89,608
その他の特別損失	-	78,024
特別損失合計	-	703,058
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	803,060	△ 1,020,128
法人税、住民税及び事業税	4,135	5,647
法人税等調整額	△ 224,664	224,664
法人税等合計	△ 220,529	230,311
当期純利益又は当期純損失（△）	1,023,589	△ 1,250,439

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,328,000	2,328,000
当期末残高	2,328,000	2,328,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,080,000	1,080,000
当期末残高	1,080,000	1,080,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△ 2,569,118	△ 1,545,529
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,023,589	△ 1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	△ 1,250,439
当期末残高	△ 1,545,529	△ 2,795,968
株主資本合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,023,589	△ 1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	△ 1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031
純資産合計		
前期末残高	838,881	1,862,470
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	1,023,589	△ 1,250,439
当期変動額合計	1,023,589	△ 1,250,439
当期末残高	1,862,470	612,031

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1)無形固定資産 同左
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法を採用しております。	同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。 (2)賞与引当金 支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理しておりましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（283,741千円）については15年による均等額を費用処理しておりましたが、平成18年3月期のリストラの実施による従業員の大量退職に伴い、終了部分に対応する金額（83,930千円）を一時償却したため、未処理額を残存年数により均等に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
		(追加情報) 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が当事業年度中であることから、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他財務諸表のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
-----	（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。なお、これに伴う当事業年度への損益の影響はありません。また、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
金融商品取引法の施行及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ478,694千円、114,718千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託契約および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」および「投資助言報酬」はそれぞれ、929,495千円、222,752千円であります。 なお、上記変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。	-----

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 48,620 千円	※1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 ソフトウェア 40,031 千円
※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 732,977 千円 立替金 1,480 千円 未払費用 241,209 千円	※2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。 預金 654,799 千円 立替金 3,062 千円 未払費用 386,677 千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 5,480 千円 福利厚生費 4,211 千円 業務委託費 568,591 千円	※1 関係会社に対するものは次の通りであります。 情報機器関連費 13,151 千円 業務委託費 308,465 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,560	-	-	46,560

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)			
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計		器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	466,660	626,567	1,093,228千円	取得価額相当額	458,345	626,567	1,084,912千円
減価償却累計額相当額	295,793	239,674	535,467千円	減価償却累計額相当額	324,775	274,297	599,073千円
期末残高相当額	170,867	386,892	557,760千円	期末残高相当額	133,569	352,270	485,839千円
②未経過リース料期末残高相当額				②未経過リース料期末残高相当額			
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
1年超				1年超			
合計				合計			
③支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額				③支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
支払利息相当額				支払利息相当額			
④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				④減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	-	128,435
売却益の合計額 (千円)	-	-
売却損の合計額 (千円)	-	371,564

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的等 当社は通常の取引範囲内における外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。 (2) 取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクは限定的と判断しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引の実行及び管理は、経理部が行っており、取引結果については経理部が定期的に取締役及び各部長に報告することにより取引状況の管理が行われております。	(1) 取引の内容及び利用目的等 同左 (2) 取引に対する取組方針 同左 (3) 取引に係るリスクの内容 同左 (4) 取引に係るリスク管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

前事業年度（平成20年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	485,662	-	481,705	△ 3,956
合計	485,662	-	481,705	△ 3,956

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

当事業年度（平成21年3月31日現在）

(1) 通貨関連

種類	契約額等（千円）	契約額等のうち一年超 （千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
為替予約取引				
売建	-	-	-	-
買建	631,357	-	673,315	41,957
合計	631,357	-	673,315	41,957

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(退職給付関係)

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																																																																								
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日） <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>△ 280,690</td></tr> <tr> <td>(2)年金資産</td><td>104,118</td></tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>△ 176,571</td></tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>67,133</td></tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>△ 5,852</td></tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>△ 115,291</td></tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>△ 676,844</td></tr> <tr> <td>(8)退職給付引当金 (6)+(7)</td><td>△ 792,135</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) <table> <tr> <td>(1)勤務費用</td><td>108,222</td></tr> <tr> <td>(2)利息費用</td><td>8,723</td></tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>1,117</td></tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,590</td></tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>235,633</td></tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>9,721</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(2)割引率</td><td>2.10%</td></tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td><td>1.50%</td></tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付債務	△ 280,690	(2)年金資産	104,118	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△ 176,571	(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133	(5)未認識数理計算上の差異	△ 5,852	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	△ 115,291	(7)特別退職慰労引当金	△ 676,844	(8)退職給付引当金 (6)+(7)	△ 792,135	(1)勤務費用	108,222	(2)利息費用	8,723	(3)期待運用収益（減算）	1,117	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633	(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.10%	(3)期待運用収益率	1.50%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の退職金制度を有しております。平成4年12月より、この退職金制度の100%について適格退職年金制度を採用しております。また、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。 当社は、退職給付制度を見直し、平成21年5月より適格退職年金制度に代えて、退職一時金制度と確定拠出年金制度に移行することとしました。 2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日） <table> <tr> <td>(1)退職給付債務</td><td>△ 399,679</td></tr> <tr> <td>(2)年金資産</td><td>212,231</td></tr> <tr> <td>(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)</td><td>△ 187,448</td></tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の未処理額</td><td>49,253</td></tr> <tr> <td>(5)未認識数理計算上の差異</td><td>40,355</td></tr> <tr> <td>(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)</td><td>△ 97,839</td></tr> <tr> <td>(7)特別退職慰労引当金</td><td>△ 693,375</td></tr> <tr> <td>(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>△ 89,608</td></tr> <tr> <td>(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)</td><td>△ 880,823</td></tr> </table> 平成21年5月の、適格退職年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度への移行に伴う発生する損失見積り額を、退職給付引当金として計上しています。 3. 退職給付費用に関する事項 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) <table> <tr> <td>(1)勤務費用</td><td>111,906</td></tr> <tr> <td>(2)利息費用</td><td>8,141</td></tr> <tr> <td>(3)期待運用収益（減算）</td><td>2,344</td></tr> <tr> <td>(4)会計基準変更時差異の費用処理額</td><td>9,379</td></tr> <tr> <td>(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）</td><td>△ 5,746</td></tr> <tr> <td>(6)数理計算上の差異の費用処理額</td><td>△ 3,516</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>117,819</td></tr> <tr> <td>(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失</td><td>89,608</td></tr> <tr> <td>(8)割増退職金</td><td>163,860</td></tr> <tr> <td>(9)その他</td><td>15,170</td></tr> <tr> <td>計</td><td>386,458</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1)退職給付見込額の期間配分方法</td><td>期間定額基準</td></tr> <tr> <td>(2)割引率</td><td>2.20%</td></tr> <tr> <td>(3)期待運用収益率</td><td>1.40%</td></tr> <tr> <td>(4)数理計算上の差異の処理年数</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(5)会計基準変更時差異の処理年数</td><td>15年</td></tr> </table>	(1)退職給付債務	△ 399,679	(2)年金資産	212,231	(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△ 187,448	(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253	(5)未認識数理計算上の差異	40,355	(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	△ 97,839	(7)特別退職慰労引当金	△ 693,375	(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	△ 89,608	(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	△ 880,823	(1)勤務費用	111,906	(2)利息費用	8,141	(3)期待運用収益（減算）	2,344	(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379	(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	△ 5,746	(6)数理計算上の差異の費用処理額	△ 3,516	退職給付費用	117,819	(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608	(8)割増退職金	163,860	(9)その他	15,170	計	386,458	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(2)割引率	2.20%	(3)期待運用収益率	1.40%	(4)数理計算上の差異の処理年数	5年	(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年
(1)退職給付債務	△ 280,690																																																																																								
(2)年金資産	104,118																																																																																								
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△ 176,571																																																																																								
(4)会計基準変更時差異の未処理額	67,133																																																																																								
(5)未認識数理計算上の差異	△ 5,852																																																																																								
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	△ 115,291																																																																																								
(7)特別退職慰労引当金	△ 676,844																																																																																								
(8)退職給付引当金 (6)+(7)	△ 792,135																																																																																								
(1)勤務費用	108,222																																																																																								
(2)利息費用	8,723																																																																																								
(3)期待運用収益（減算）	1,117																																																																																								
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,590																																																																																								
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	235,633																																																																																								
(6)数理計算上の差異の費用処理額	9,721																																																																																								
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																								
(2)割引率	2.10%																																																																																								
(3)期待運用収益率	1.50%																																																																																								
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																								
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																								
(1)退職給付債務	△ 399,679																																																																																								
(2)年金資産	212,231																																																																																								
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△ 187,448																																																																																								
(4)会計基準変更時差異の未処理額	49,253																																																																																								
(5)未認識数理計算上の差異	40,355																																																																																								
(6)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	△ 97,839																																																																																								
(7)特別退職慰労引当金	△ 693,375																																																																																								
(8)確定拠出年金制度移行に伴う損失	△ 89,608																																																																																								
(9)退職給付引当金 (6)+(7)+(8)	△ 880,823																																																																																								
(1)勤務費用	111,906																																																																																								
(2)利息費用	8,141																																																																																								
(3)期待運用収益（減算）	2,344																																																																																								
(4)会計基準変更時差異の費用処理額	9,379																																																																																								
(5)その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	△ 5,746																																																																																								
(6)数理計算上の差異の費用処理額	△ 3,516																																																																																								
退職給付費用	117,819																																																																																								
(7)確定拠出年金制度移行に伴う損失	89,608																																																																																								
(8)割増退職金	163,860																																																																																								
(9)その他	15,170																																																																																								
計	386,458																																																																																								
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																																								
(2)割引率	2.20%																																																																																								
(3)期待運用収益率	1.40%																																																																																								
(4)数理計算上の差異の処理年数	5年																																																																																								
(5)会計基準変更時差異の処理年数	15年																																																																																								

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入否認額 41,381 千円 未払費用否認額 767,641 千円 未払事業税 7,122 千円 退職給付引当金損金算入否認額 306,701 千円 繰越欠損金 533,102 千円 その他 17,202 千円 繰延税金資産小計 1,673,149 千円 評価性引当金 △ 1,448,485 千円 繰延税金資産合計 224,664 千円 繰延税金資産の純額 224,664 千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金損金算入否認額 32,417 千円 未払費用否認額 565,741 千円 未払事業税 216 千円 退職給付引当金損金算入否認額 358,495 千円 繰越欠損金 1,010,937 千円 その他 7,169 千円 繰延税金資産合計 1,974,977 千円 評価性引当金 △ 1,974,977 千円 繰延税金資産合計 - 繰延税金資産の純額 -
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % (調整) 交際費否認額 13.7 % 役員賞与否認額 8.4 % 評価性引当金 △ 92.3 % 住民税均等割 0.5 % その他 1.5 % 税効果会計適用後の法人税の負担率 △ 27.8 %	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % (調整) 交際費否認額 △ 3.1 % 役員賞与否認額 △ 2.0 % 評価性引当金 △ 51.6 % 住民税均等割 0.6 % その他 △ 7.1 % 税効果会計適用後の法人税の負担率 △ 22.6 %

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,357,824 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	なし	資金預入、 サービスの 提供	*1 資金の預入 *2 マネージメン トサービス *3 IT、管理部門 サービス	- 484,665 89,406	預金 未払費用	732,977 241,209

2 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 等の 被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	63,728 百万円	証券業	なし	1名	サービスの提供	*3 IT、管理部門サービス	601,601	未払費用	468,476
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツフランクフルト	5,000 千ユーロ	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	549,527	未払費用	145,615
親会社の子会社	RREEF Limited	英国ロンドン	1,822 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	133,146	未収収益	84,329
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益	31,891 94,020 59,798	未収収益	138,601
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	21,000 千ポンド	投資運用業	なし	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 投資助言報酬 *4 運用受託報酬	81,784 26,495	未収収益	111,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- *5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	1,461,399 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメントサービス *3 IT、管理部門サービス	- 267,087 54,530	預金 未払費用	654,799 - 386,677

（イ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 IT、管理部門サービス	607,419	未払費用	160,901
親会社の子会社	DWS Finanz-Service GmbH	ドイツ フランクフルト	5,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*6 委託調査	416,588	未払費用	142,985
親会社の子会社	RREEF Limited	英国 ロンドン	1,822 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	52,025	-	-
親会社の子会社	Deutsche Bank Trust Company Americas	米国 ニューヨーク	3,627,308 千ドル	銀行業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬	65,872 60,622	未収収益	139,804
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 投資助言報酬	113,891	未収収益	97,433
親会社の子会社	ドイツ銀不動産有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	サービス 業	なし	サービスの提供	*6 不動産賃借料 *2 マネージメントサービス	333,276 58,096	-	-
親会社の子会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ニューヨーク	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 運用受託報酬 *4 投資助言報酬 *5 その他営業収益 *3 IT、管理部門サービス *6 委託調査	32,296 40,251 47,922 55,937 173,217	未収収益 未払費用	99,424 90,707
親会社の子会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*5 その他営業収益	104,590	-	-

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited	中国香港特別行政区	238,600千香港ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供 役員の兼任	*4 投資助言報酬	54,317	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Australia) Limited	オーストラリアシドニー	23,000千豪ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*5 その他営業収益	56,804	-	-
親会社の子会社	RREEF Management L.L.C.	米国ウィルミントン	1千ドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,244	-	-
親会社の子会社	Deutsche Asset Management (Asia) Limited	シンガポール	96,700千SGドル	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	49,951	-	-
親会社の子会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルグ	30,677千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*4 運用受託報酬	82,580	-	-
親会社の子会社	D W S Investment GmbH	ドイツフランクフルト	115,000千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*2 マネージメントサービス	33,216	未払費用	46,926
親会社の子会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツフランクフルト	8,000千ユーロ	投資運用業	なし	投資一任、助言契約サービスの提供	*6 委託調査	52,417	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- * 1 当座預金口座を開設しております。
- * 2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。
- * 3 当該会社とのサービス契約ないし当局の承認に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- * 4 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された運用受託報酬、投資助言報酬を受取っております。
- * 5 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- * 6 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	40,001円 51銭	13,144円 99銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	21,984円 30銭	△26,856円 51銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下の通りであります。2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,023,589	△ 1,250,439
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1,023,589	△ 1,250,439
期中平均株式数	46,560	46,560

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
-----	1. 増資について 平成21年5月1日付取締役会決議に基づく、平成21年5月8日開催の臨時株主総会での決議に基づき、平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資により新株式を次のとおり発行し、払込は5月29日に完了しました。 (1) 発行新株株式数 普通株式 15,000株 (2) 発行価額 1株につき 100,000円 (3) 発行価額の総額 1,500,000,000円 (4) 資本組入額の総額 750,000,000円 2. 事業効率化に伴う人員の減少 当社は市場環境の変化に適応するために、平成21年4月より事業を効率化し、人員の適正配置を進めております。これに伴い追加で発生する退職金支給額は約130百万円を見込んでおり、平成22年3月期に特別損失として計上する予定です。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

①受託会社

名称	株式会社りそな銀行
資本金の額	279,928百万円（平成21年4月1日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成21年3月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

②販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
----	-------	-------

中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円 (平成21年3月末日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
スタンダードチャータード銀行 東京支店	859,131百万円 (平成21年3月末日現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十六銀行 (PLAZA JUROKU支店限定)	36,839百万円 (平成21年3月末日現在)	
イーバンク銀行株式会社	54,997百万円 (平成21年3月末日現在)	
株式会社愛媛銀行	19,078百万円 (平成21年3月末日現在)	
株式会社常陽銀行	85,113百万円 (平成21年3月末日現在)	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 (平成21年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円 (平成21年10月1日現在)	
ニュース証券株式会社	877百万円 (平成21年2月末日現在)	
廣田証券株式会社	600百万円 (平成21年3月末日現在)	
楽天証券株式会社	7,445百万円 (平成21年1月13日現在)	
岡三オンライン証券株式会社	6,000百万円 (平成21年5月末日現在)	

③投資顧問会社

名称 ディー・ダブリュー・エス・フィナンツ・サービス・ゲー・エム・ベー・ハー
 資本金の額 500万ユーロ（約6.5億円）（平成21年3月末日現在）
 事業の内容 内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注) ユーロの円換算は、便宜上、平成21年9月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.72円)によります。

2【関係業務の概要】

①受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

②販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

③投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。

3【資本関係】

委託会社、ドイツ証券株式会社及び投資顧問会社の最終的な親会社はドイツ銀行です。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成21年4月1日 臨時報告書

平成21年5月18日 有価証券報告書

平成21年5月18日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWSグローバル新興国株投信の平成21年2月19日から平成21年8月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWSグローバル新興国株投信の平成21年8月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀 行 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日から平成21年5月31日までを払込期間とする第三者割当増資を行い、平成21年5月29日に払込を完了した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月より事業の効率化、人員の適正配置を進めており、平成22年3月期に割増退職金として約130百万円を特別損失として計上する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWSグローバル新興国株投信の平成20年8月19日から平成21年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWSグローバル新興国株投信の平成21年2月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。